平成２１年（再ロ）第１００８３号
神奈川県川崎市多摩区菅城下12―９
再生債務者　岸本　　卓
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年10月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年10月８日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第１００８４号
神奈川県川崎市多摩区菅城下12―９
再生債務者　岸本実千子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年10月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年10月８日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再ロ）第４０号
山形県天童市久野本４丁目15番42号
再生債務者　安喰　恒一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年10月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年10月９日　　山形地方裁判所民事部

平成２１年（再ロ）第２７号
大阪市北区本庄東１丁目20番４号
再生債務者　宮前　貞子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年10月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年10月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第６号
兵庫県加古郡播磨町古宮233番地の１
再生債務者　山本美智博
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年10月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年10月８日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（再ロ）第２６号
大阪府寝屋川市打上宮前町７番８号
再生債務者　稲垣　和也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年10月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年10月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第４号
徳島県板野郡北島町中村字外川也12番地―103号
再生債務者　寺内久三代
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年10月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年10月９日　　徳島地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画不認可

平成２１年（再ロ）第１２号
仙台市太白区柳生２丁目25番地の２　グランドパレス柳生706
再生債務者　大久　安幸
1　主文　本件再生計画を認可しない。
2　理由の要旨　平成21年10月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法241条２項５号に定める事由がある。
平成21年10月８日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２１年（再ロ）第３２号
大阪市都島区都島南通１丁目５番13―106号
再生債務者　島田　　徹
1　主文　本件再生計画を認可しない。
2　理由の要旨　平成21年10月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法202条２項２号に定める事由がある。
平成21年10月９日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による免責決定

平成２１年（モ）第４０１４４号
宮城県塩竈市藤倉２丁目19番25号
再生債務者　大野さとみ
1　主文　再生債務者を免責する。
2　理由の要旨　再生債務者が再生計画を遂行することが極めて困難であり、かつ、民事再生法235条１項各号に定める事由がある。
平成21年10月８日
仙台地方裁判所第４民事部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成 21 年 10 月 20 日　　神奈川県教育委員会
1　失効した免許状
⑴　免許状の種類・授与番号
ア　中学校教諭一種免許状　外国語（英語）
平６中一第6618号
イ　高等学校教諭一種免許状　外国語(英語)
平６高一第6720号
ウ　養護学校教諭専修免許状
平８養学専修第24号
⑵　ア、イの授与年月日及び授与権者
平成７年３月31日　神奈川県教育委員会
ウの授与年月日及び授与権者
平成９年３月31日　神奈川県教育委員会
2　失効年月日　平成21年９月10日
3　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当
4　失効の対象となった者の氏名及び本籍地
氏名　小島　建司　本籍地　東京都

会社公告

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十一年十二月一日であり、両社の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は平成二十一年十月十九日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.chuo-bus.co.jp/kessan/taishin/index.html
（乙）http://www.chuo-bus.co.jp/kessan/setsubidengyo/index.html
平成二十一年十月二十日
北海道滝川市滝通団地三丁目七番三一号
（甲）株式会社泰進建設
代表取締役　戸井　宣夫
札幌市北区新琴似七条二六丁目四番二〇号
（乙）北海道開発設備電業株式会社
代表取締役　千葉　紘二

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年四月二十四日
掲載頁　一一八頁（号外第八十九号）
なお、右記の乙の公告に係る訂正公告を、平成二十一年十月七日付官報の三十二頁（第五二六九号）に掲載しています。
平成二十一年十月二十日
八　北海道札幌市中央区南二条西四丁目一一番
（甲）株式会社丸市齊藤工務店
代表取締役　齊藤　市郎
北海道千歳市白樺六丁目一一番地三
（乙）株式会社夢建
代表取締役　齊藤　市郎

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
両社の株主総会の承認決議は平成二十一年十月一日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年八月二十四日
掲載頁　八十二頁（号外第一七九号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年八月二十四日
掲載頁　八十二頁（号外第一七九号）
平成二十一年十月二十日
埼玉県深谷市櫛引一〇二番地
（甲）北村鉄工株式会社
代表取締役　北村　信一
埼玉県深谷市櫛引一〇二番地
（乙）ホクリョウ建設株式会社
代表取締役　北村　信一